

元労働局で派遣事業の許可審査と調査を担当。

派遣法・偽装請負を専門とする大阪の社会保険労務士。

社会保険労務士。ハローワークを含め10年以上、労働行政に従事。そのうち計4年間は大阪・兵庫労働局の需給調整事業部門で、派遣事業の許可審査と事業所の調査を担当した。現在は東谷社会保険労務士事務所（大阪市西淀川区）の代表として、派遣会社の許可手続き・労働局調査への対応、発注企業の偽装請負対策を専門に扱う。著書に『派遣先均等・均衡方式／労使協定方式による労働者派遣契約の結び方』（税務経理協会）。東洋経済オンライン等に寄稿。派遣元責任者講習の講師も務める。



経歴・実績

- 大阪労働局・兵庫労働局 需給調整事業部門（計4年）：派遣事業の許可審査、派遣会社・派遣先の調査、電話相談（延べ約7,000件・概算）
- ハローワークを含む労働行政 10年以上
- 著書：『派遣先均等・均衡方式／労使協定方式による労働者派遣契約の結び方』（税務経理協会、2021年）
- 寄稿：東洋経済オンライン（同一労働同一賃金、育児休業法改正、パワハラ防止 ほか）、『ビジネスガイド』、専門誌
- 講師：派遣元責任者講習、職業紹介責任者講習
- YouTube「派遣法チャンネル」：偽装請負の解説動画が、IT企業の社内研修に使われた実績あり

コメントできるテーマ

テーマ	例えば、こんなニュースのときに
偽装請負・業務委託	大手企業の偽装請負の報道、IT業界の客先常駐・多重下請け、物流・建設の業務委託
労働者派遣法	法改正、派遣切り・雇止め、同一労働同一賃金、日雇派遣
労働局の調査・行政処分	派遣会社への事業停止命令・改善命令、労働局の調査の実際
職業安定法	違法な求人、求人情報の表示、職業紹介のトラブル

対応できる形式

- 電話・オンラインでの取材、コメントの提供
- 記事の監修、寄稿
- テレビ・ラジオへの出演
- 社内研修・セミナーの講師

お受けしにくいもの

- 個別企業の行為について、違法かどうかを断定するコメント
- 係争中の事案についてのコメント
- フリーランス法に関するコメント

ご依頼・お問い合わせ 原則として24時間以内に返信いたします。不在時は折り返しご連絡いたします。

メール：info@srhigashitani.com | 電話：06-6472-5805 | <https://srhigashitani.com>